**平成２６年（フ）第７号**
京都府亀岡市吉川町穴川吹ケ10番地　府営穴川団地９棟406
債務者　中澤佐百合
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２５年（フ）第５９９０号**
大阪府吹田市千里丘中11番32号
債務者　石田　陽一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第６２９号**
大阪府門真市中町９番13号　エクセル古川橋102号
債務者　蓮本　高史
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第６７０号**
大阪府大東市南津の辺町16番57号
債務者　大佐賀　清
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第６９２号**
大阪府東大阪市吉田７丁目１番16号ニッシンハイツ203号
債務者　計倉　昭代
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第６９６号**
大阪府高槻市明野町８番12号　301
債務者　久保弥世香（旧姓寶納）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７１７号**
大阪府高槻市清福寺町17番15号　サニーコート清福寺201号
債務者　大西　道也
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７６０号**
大阪市鶴見区横堤１丁目12番13―807号、前住所大阪市鶴見区鶴見１丁目３番51―501号
債務者　宮木　建作
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７７７号**
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　河合　直久
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７８３号**
大阪市東住吉区杭全１丁目13番13号　ロイヤル杭全303号
債務者　親川　兼二
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７８９号**
大阪府吹田市千里丘上９番17号
債務者　桂　　洋
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７４号**
大阪府松原市上田５丁目３番27―101号
債務者　竹之内孝一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第１００号**
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟343号室
債務者　大石　信幸
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第９号**
高知市桟橋通１丁目13番１号　リバープール桟一306号
債務者　中西　　諒
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１７号**
高知市朝倉東町13番12号　森田アパート31号
債務者　吉松ユキ子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第３０号**
高知市大原町110番地　マンションロイヤル305
債務者　宮本　　優
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１２５号**
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目18番３号プレテ志免205号
債務者　門田　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部